

知財ist研修2019シラバス

【知財ist研修2019】	
課程	海外課程
科目	知的財産権と国際条約概論
副題	～ パリ条約とTRIPS協定を中心として実務に直結する内容を解説～
日程	2019年9月10日（火） 10:00～17:00
講師	原宿総合特許事務所 所長弁理士 鶴谷 裕二 氏
科目別受講料	会員18,000円、一般22,000円（消費税8%含む、テキスト代含む）
おまとめ受講料	全課程おまとめ受講料（47日間） 会員500,000円、一般600,000円 実務・訴訟・海外おまとめ受講料（19日間） 会員280,000円、一般350,000円 海外課程おまとめ受講料（4日間） 会員66,000円、一般82,000円
説明	本科目では、知財実務担当者や法務関係者のために、知的財産関係の国際条約について、権利取得に関連する事項や実務的に重要な事項を中心に、パリ条約、TRIPS協定、商標・意匠関係条約について解説いたします。日々の実務に直結するように、具体的な事例を交えながら説明いたします。
レポート、演習の有無等	講義中にレポート課題を提示します。希望者は講師による採点を受けることができます。（おまとめ受講者で、知財ist研修の修了証書が必要な方はご提出が必須です。）レポートの返却は、ご提出期限より2、3カ月後となります。
事前質問について（研修日より1週間前まで）	研修当日に、講師にお聞きになりたい事項等ございましたら、9/3までにメール（chizaist@jiii.or.jp宛）にて承ります。（ご質問の内容によっては、講義時に講師より直接説明を求められる場合もございます。）

<p>研修項目（昨年度目次例等）</p>	<p>I. 産業財産権条約の概要 1. 産業財産権とは 2. 産業財産権条約の必要性</p> <p>II. パリ条約 1. パリ条約とは 2. パリ条約の沿革 3. パリ条約の構造 4. 内国民待遇の原則 5. 優先権（欧州での実務を含む） 6. 特許独立の原則 7. 特許の並行輸入の問題</p> <p>III. T R I P S 協定 1. T R I P S 協定とは 2. T R I P S 協定成立の背景 3. T R I P S 協定の意義 4. T R I P S 協定の構成 5. 一般規定及び基本原則 6. 特許に関する規定 7. その他の規定</p>	<p>IV. マドリッド・プロトコル 1. マドリッド・プロトコルとは 2. マドリッド・プロトコルの概要 3. マドリッド・プロトコルのメリット 4. マドリッド・プロトコルの国際登録制度 5. 統計</p> <p>V. 意匠の国際登録に関するハーグ協定 1. ハーグ協定とは 2. ハーグ協定ジュネーブ改正協定の概要 3. ハーグ協定ジュネーブ改正協定のメリット 4. マドリッド・プロトコルとの比較 5. 統計</p>
<p>参考書籍等</p>		
<p>過去受講された方々からの感想等</p>	<p>・パリ条約とTRIPSの違いなど、勉強になった。 ・立法の趣旨について、丁寧な説明があったので、これから条約の条文を読み込む際に、いづらか親しみをもてるようになった気がします。 ・米中のニュースとTRIPS協定の関わり等を例に挙げて説明いただき、国際条約等をより身近なものに感じることができました。</p>	
<p>研修をご欠席される場合は。</p>	<p>・代理の方のご出席も可能です。事務局までご連絡願います。 ・ご欠席された場合は、研修にて使用したテキスト等配布資料を、後日、送付（ないし直接お渡し）いたします。 ・希望者は、講義（講師の声のみ）を録音したCDを借りることができます。事前にご連絡いただき、直接事務局まで借りに来ていただいております。（返却は郵送でもかまいません。）（貸出期間約3週間、詳しくは事務局にお問い合わせください。）</p>	
<p>弁理士会継続研修</p>	<p>本科目は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると外部機関研修として、5.5単位が認められる予定です。</p>	